

実物資産の処分に係わる具体的措置(その④)

法人名	独)労働者健康福祉機構		府省名	厚生労働省
No.	1-1	施設名	用途	4/8/9(病院施設、看護学校施設等)
<p>○ 事務・事業の見直しに伴う売却等処分の方向性            【美唄労災病院】            岩見沢労災病院と平成19年度末統合に向け検討中            【美唄労災看護専門学校】            ①平成19年3月31日廃止            ②建物は解体撤去予定</p>				
○ 売却する場合、売却予定時期： -				
○ 自らの保有が必要不可欠な理由				

実物資産の処分に係わる具体的措置(その④)

法人名	独)労働者健康福祉機構		府省名	厚生労働省
No.	1-2	施設名	用途	9(駐車場)
<p>○ 事務・事業の見直しに伴う売却等処分の方向性          【美唄労災病院】          岩見沢労災病院と平成19年度末統合に向け検討中</p>				
○ 売却する場合、売却予定時期： -				
○ 自らの保有が必要不可欠な理由				

実物資産の処分に係わる具体的措置(その④)

法人名	独)労働者健康福祉機構		府省名	厚生労働省
No.	2	施設名	用途	8/9(病院施設及び職員宿舎)
<p>○ 事務・事業の見直しに伴う売却等処分の方向性 美唄労災病院と平成19年度末統合に向け検討中</p> <p>○ 売却する場合、売却予定時期：－</p> <p>○ 自らの保有が必要不可欠な理由 ・ 労災疾病に関する予防から治療、リハビリテーション、職場復帰にいたる一貫した高度・専門的医療を提供し、病院事業を継続していくために必要不可欠。</p>				

実物資産の処分に係わる具体的措置(その④)

法人名	独)労働者健康福祉機構		府省名	厚生労働省
No.	3-1	施設名	用途	4/8/9(病院施設、看護学校施設等)
<p>○ 事務・事業の見直しに伴う売却等処分の方向性 : なし</p>				
<p>○ 売却する場合、売却予定時期 : -</p>				
<p>○ 自らの保有が必要不可欠な理由                      ・ 労災疾病に関する予防から治療、リハビリテーション、職場復帰にいたる一貫した高度・専門的医療を提供し、病院事業を継続していくために必要不可欠。</p>				

実物資産の処分に係わる具体的措置(その④)

法人名	独)労働者健康福祉機構		府省名	厚生労働省
No.	3-2	施設名	用途	9(駐車場)
○ 事務・事業の見直しに伴う売却等処分の方向性 : なし				
○ 売却する場合、売却予定時期 : -				
○ 自らの保有が必要不可欠な理由				
・ 立地条件により自家用車での外来患者が多いこと、また身体に障害を持つ患者の利便性のために必要不可欠。				

実物資産の処分に係わる具体的措置(その④)

法人名	独)労働者健康福祉機構		府省名	厚生労働省
No.	3-3	施設名	釧路労災病院(駐車場)	9(駐車場)
○ 事務・事業の見直しに伴う売却等処分の方向性 : なし				
○ 売却する場合、売却予定時期 : -				
○ 自らの保有が必要不可欠な理由				
・ 立地条件により自家用車での外来患者が多いこと、また身体に障害を持つ患者の利便性のために必要不可欠。				

実物資産の処分に係わる具体的な措置(その④)

法人名	独)労働者健康福祉機構		府省名	厚生労働省	
No.	3-4	施設名	釧路労災病院職員宿舎(メゾン入江) 2棟	用途	8(職員宿舎)
○ 事務・事業の見直しに伴う売却等処分の方向性 : なし					
○ 売却する場合、売却予定時期 : -					
○ 自らの保有が必要不可欠な理由					
・ 救急外来における緊急の呼び出しや入院患者の急変、緊急手術等に伴う呼び出しのために、医師等の医療職のための宿舎が必要不可欠。					

実物資産の処分に係わる具体的な措置(その④)

法人名	独)労働者健康福祉機構		府省名	厚生労働省
No.	4-1	施設名	用途	8/9(病院施設及び職員宿舎)
○ 事務・事業の見直しに伴う売却等処分の方向性 : なし				
○ 売却する場合、売却予定時期 : -				
○ 自らの保有が必要不可欠な理由 ・ 労災疾病に関する予防から治療、リハビリテーション、職場復帰にいたる一貫した高度・専門的医療を提供し、病院事業を継続していくために必要不可欠。				



実物資産の処分に係わる具体的措置(その④)

法人名	独)労働者健康福祉機構		府省名	厚生労働省
No.	4-2	施設名	用途	5(宿泊施設)
○ 事務・事業の見直しに伴う売却等処分の方向性 : なし ○ 売却する場合、売却予定時期 : - ○ 自らの保有が必要不可欠な理由 ・ 遠方から来院した入院患者の付き添い者の宿泊施設として必要不可欠。				

実物資産の処分に係わる具体的措置(その④)

法人名	独)労働者健康福祉機構		府省名	厚生労働省	
No.	4-3	施設名	青森労災病院職員宿舎(堀の外宿舎28~39) 5棟	用途	8(職員宿舎)
○ 事務・事業の見直しに伴う売却等処分の方向性 : なし					
○ 売却する場合、売却予定時期 : -					
○ 自らの保有が必要不可欠な理由 ・ 救急外来における緊急の呼び出しや入院患者の急変、緊急手術等に伴う呼び出しのために、医師等の医療職のための宿舎が必要不可欠。					

実物資産の処分に係わる具体的な措置(その④)

法人名	独)労働者健康福祉機構		府省名	厚生労働省	
No.	4-4	施設名	青森労災病院職員宿舎(堀の外宿舎101~306) 5棟	用途	8(職員宿舎)
○ 事務・事業の見直しに伴う売却等処分の方向性 : なし					
○ 売却する場合、売却予定時期 : -					
○ 自らの保有が必要不可欠な理由					
・ 救急外来における緊急の呼び出しや入院患者の急変、緊急手術等に伴う呼び出しのために、医師等の医療職のための宿舎が必要不可欠。					

実物資産の処分に係わる具体的措置(その④)

法人名	独)労働者健康福祉機構		府省名	厚生労働省	
No.	4-5	施設名	青森労災病院職員宿舎(焼畑宿舎1~8) 3棟	用途	8(職員宿舎)
○ 事務・事業の見直しに伴う売却等処分の方向性 : なし					
○ 売却する場合、売却予定時期 : -					
○ 自らの保有が必要不可欠な理由 ・ 救急外来における緊急の呼び出しや入院患者の急変、緊急手術等に伴う呼び出しのために、医師等の医療職のための宿舎が必要不可欠。					

実物資産の処分に係わる具体的な措置(その④)

法人名	独)労働者健康福祉機構		府省名	厚生労働省	
No.	4-6	施設名	青森労災病院職員宿舎(焼畑宿舎13~15) 3棟	用途	8(職員宿舎)
○ 事務・事業の見直しに伴う売却等処分の方向性 : なし					
○ 売却する場合、売却予定時期 : -					
○ 自らの保有が必要不可欠な理由					
・ 救急外来における緊急の呼び出しや入院患者の急変、緊急手術等に伴う呼び出しのために、医師等の医療職のための宿舎が必要不可欠。					

実物資産の処分に係わる具体的措置(その④)

法人名	独)労働者健康福祉機構		府省名	厚生労働省	
No.	4-7	施設名	青森労災病院職員宿舎(堀の外宿舎A、B)	用途	8(職員宿舎)
○ 事務・事業の見直しに伴う売却等処分の方向性 : なし					
○ 売却する場合、売却予定時期 : -					
○ 自らの保有が必要不可欠な理由					
・ 救急外来における緊急の呼び出しや入院患者の急変、緊急手術等に伴う呼び出しのために、医師等の医療職のための宿舎が必要不可欠。					

実物資産の処分に係わる具体的な措置(その④)

法人名	独)労働者健康福祉機構		府省名	厚生労働省
No.	4-8	施設名	青森労災病院(駐車場)	9(駐車場)
○ 事務・事業の見直しに伴う売却等処分の方向性 : なし				
○ 売却する場合、売却予定時期 : -				
○ 自らの保有が必要不可欠な理由				
・ 立地条件により自家用車での外来患者が多いこと、また身体に障害を持つ患者の利便性のために必要不可欠。				

実物資産の処分に係わる具体的措置(その④)

法人名	独)労働者健康福祉機構		府省名	厚生労働省
No.	5-1	施設名	東北労災病院18棟・東北労災看護専門学校3棟	4/8/9(病院施設、看護学校施設等)
○ 事務・事業の見直しに伴う売却等処分の方向性 : なし				
○ 売却する場合、売却予定時期 : -				
○ 自らの保有が必要不可欠な理由 ・ 労災疾病に関する予防から治療、リハビリテーション、職場復帰にいたる一貫した高度・専門的医療を提供し、病院事業を継続していくために必要不可欠。				



実物資産の処分に係わる具体的措置(その④)

法人名	独)労働者健康福祉機構		府省名	厚生労働省	
No.	5-2	施設名	東北労災病院看護師宿舎(コーポせいれい) 1棟	用途	8(看護師宿舎)
○ 事務・事業の見直しに伴う売却等処分の方向性 : なし					
○ 売却する場合、売却予定時期 : -					
○ 自らの保有が必要不可欠な理由					
・ 救急外来における緊急の呼び出しや入院患者の急変、緊急手術等に伴う呼び出しのために、医師等の医療職のための宿舎が必要不可欠。					

実物資産の処分に係わる具体的な措置(その④)

法人名	独)労働者健康福祉機構		府省名	厚生労働省	
No.	6-1	施設名	秋田労災病院 25棟	用途	8/9(病院施設及び職員宿舎)
○ 事務・事業の見直しに伴う売却等処分の方向性 : なし					
○ 売却する場合、売却予定時期 : -					
○ 自らの保有が必要不可欠な理由 ・ 労災疾病に関する予防から治療、リハビリテーション、職場復帰にいたる一貫した高度・専門的医療を提供し、病院事業を継続していくために必要不可欠。					

実物資産の処分に係わる具体的な措置(その④)

法人名	独)労働者健康福祉機構		府省名	厚生労働省	
No.	6-2	施設名	秋田労災病院職員宿舎(D、E) 3棟	用途	8(職員宿舎)
○ 事務・事業の見直しに伴う売却等処分の方向性 : なし					
○ 売却する場合、売却予定時期 : -					
○ 自らの保有が必要不可欠な理由					
・ 救急外来における緊急の呼び出しや入院患者の急変、緊急手術等に伴う呼び出しのために、医師等の医療職のための宿舎が必要不可欠。					

実物資産の処分に係わる具体的な措置(その④)

法人名	独)労働者健康福祉機構		府省名	厚生労働省	
No.	6-3	施設名	秋田労災病院職員宿舎(小館宿舎) 3棟	用途	8(職員宿舎)
○ 事務・事業の見直しに伴う売却等処分の方向性 : なし					
○ 売却する場合、売却予定時期 : -					
○ 自らの保有が必要不可欠な理由					
・ 救急外来における緊急の呼び出しや入院患者の急変、緊急手術等に伴う呼び出しのために、医師等の医療職のための宿舎が必要不可欠。					

実物資産の処分に係わる具体的な措置(その④)

法人名	独)労働者健康福祉機構		府省名	厚生労働省	
No.	6-4	施設名	秋田労災病院職員宿舎(御坂宿舎) 3棟	用途	8(職員宿舎)
○ 事務・事業の見直しに伴う売却等処分の方向性 : なし					
○ 売却する場合、売却予定時期 : -					
○ 自らの保有が必要不可欠な理由					
・ 救急外来における緊急の呼び出しや入院患者の急変、緊急手術等に伴う呼び出しのために、医師等の医療職のための宿舎が必要不可欠。					

実物資産の処分に係わる具体的措置(その④)

法人名	独)労働者健康福祉機構		府省名	厚生労働省
No.	6-5	施設名	秋田労災病院職員宿舎(貯水池)	9(貯水池)
○ 事務・事業の見直しに伴う売却等処分の方向性 : なし				
○ 売却する場合、売却予定時期 : -				
○ 自らの保有が必要不可欠な理由				
・ 業務用の雑用水として使用のため必要不可欠。				

実物資産の処分に係わる具体的な措置(その④)

法人名	独)労働者健康福祉機構		府省名	厚生労働省	
No.	7-1	施設名	福島労災病院 24棟	用途	8/9(病院施設及び職員宿舎)
○ 事務・事業の見直しに伴う売却等処分の方向性 : なし					
○ 売却する場合、売却予定時期 : -					
○ 自らの保有が必要不可欠な理由 ・ 労災疾病に関する予防から治療、リハビリテーション、職場復帰にいたる一貫した高度・専門的医療を提供し、病院事業を継続していくために必要不可欠。					

実物資産の処分に係わる具体的措置(その④)

法人名	独)労働者健康福祉機構		府省名	厚生労働省
No.	7-2	施設名	用途	8(職員宿舎)
○ 事務・事業の見直しに伴う売却等処分の方向性 : なし				
○ 売却する場合、売却予定時期 : -				
○ 自らの保有が必要不可欠な理由 ・ 救急外来における緊急の呼び出しや入院患者の急変、緊急手術等に伴う呼び出しのために、医師等の医療職のための宿舎が必要不可欠。				



実物資産の処分に係わる具体的な措置(その④)

法人名	独)労働者健康福祉機構		府省名	厚生労働省	
No.	7-3	施設名	福島労災病院職員宿舎(3号、17~20号) 4棟	用途	8(職員宿舎)
○ 事務・事業の見直しに伴う売却等処分の方向性 : なし					
○ 売却する場合、売却予定時期 : -					
○ 自らの保有が必要不可欠な理由					
・ 救急外来における緊急の呼び出しや入院患者の急変、緊急手術等に伴う呼び出しのために、医師等の医療職のための宿舎が必要不可欠。					

実物資産の処分に係わる具体的な措置(その④)

法人名	独)労働者健康福祉機構		府省名	厚生労働省	
No.	8-1	施設名	鹿島労災病院 13棟	用途	8/9(病院施設及び職員宿舎)
○ 事務・事業の見直しに伴う売却等処分の方向性 : なし					
○ 売却する場合、売却予定時期 : -					
○ 自らの保有が必要不可欠な理由 ・ 労災疾病に関する予防から治療、リハビリテーション、職場復帰にいたる一貫した高度・専門的医療を提供し、病院事業を継続していくために必要不可欠。					

実物資産の処分に係わる具体的な措置(その④)

法人名	独)労働者健康福祉機構		府省名	厚生労働省
No.	8-2	施設名	鹿島労災病院(駐車場)	9(駐車場)
○ 事務・事業の見直しに伴う売却等処分の方向性 : なし				
○ 売却する場合、売却予定時期 : -				
○ 自らの保有が必要不可欠な理由				
・ 立地条件により自家用車での外来患者が多いこと、また身体に障害を持つ患者の利便性のために必要不可欠。				

実物資産の処分に係わる具体的な措置(その④)

法人名	独)労働者健康福祉機構		府省名	厚生労働省	
No.	8-3	施設名	鹿島労災病院職員宿舎(A、B棟) 2棟	用途	8(職員宿舎)
○ 事務・事業の見直しに伴う売却等処分の方向性 : なし					
○ 売却する場合、売却予定時期 : -					
○ 自らの保有が必要不可欠な理由 ・ 救急外来における緊急の呼び出しや入院患者の急変、緊急手術等に伴う呼び出しのために、医師等の医療職のための宿舎が必要不可欠。					

実物資産の処分に係わる具体的措置(その④)

法人名	独)労働者健康福祉機構		府省名	厚生労働省
No.	9-1	施設名	千葉県労働者健康福祉機構 14棟・千葉労災看護専門学校4棟	4/8/9(病院施設、看護学校施設等)
○ 事務・事業の見直しに伴う売却等処分の方向性 : なし				
○ 売却する場合、売却予定時期 : -				
○ 自らの保有が必要不可欠な理由 ・ 労災疾病に関する予防から治療、リハビリテーション、職場復帰にいたる一貫した高度・専門的医療を提供し、病院事業を継続していくために必要不可欠。				

実物資産の処分に係わる具体的措置(その④)

法人名	独)労働者健康福祉機構		府省名	厚生労働省
No.	9-2	施設名	千葉労災病院(駐車場)	9(駐車場)
○ 事務・事業の見直しに伴う売却等処分の方向性 : なし				
○ 売却する場合、売却予定時期 : -				
○ 自らの保有が必要不可欠な理由				
・ 立地条件により自家用車での外来患者が多いこと、また身体に障害を持つ患者の利便性のために必要不可欠。				

実物資産の処分に係わる具体的な措置(その④)

法人名	独)労働者健康福祉機構		府省名	厚生労働省
No.	10-1	施設名	東京労災病院 4棟	8/9(病院施設及び職員宿舎)
○ 事務・事業の見直しに伴う売却等処分の方向性 : なし				
○ 売却する場合、売却予定時期 : -				
○ 自らの保有が必要不可欠な理由 ・ 労災疾病に関する予防から治療、リハビリテーション、職場復帰にいたる一貫した高度・専門的医療を提供し、病院事業を継続していくために必要不可欠。				

実物資産の処分に係わる具体的措置(その④)

法人名	独)労働者健康福祉機構		府省名	厚生労働省	
No.	10-2	施設名	東京労災病院職員宿舎(第1宿舎) 2棟	用途	8(職員宿舎)
○ 事務・事業の見直しに伴う売却等処分の方向性 : なし					
○ 売却する場合、売却予定時期 : -					
○ 自らの保有が必要不可欠な理由					
・ 救急外来における緊急の呼び出しや入院患者の急変、緊急手術等に伴う呼び出しのために、医師等の医療職のための宿舎が必要不可欠。					



実物資産の処分に係わる具体的措置(その④)

法人名	独)労働者健康福祉機構		府省名	厚生労働省	
No.	10-3	施設名	東京労災病院職員宿舎(第2宿舎) 2棟	用途	8(職員宿舎)
○ 事務・事業の見直しに伴う売却等処分の方向性 : なし					
○ 売却する場合、売却予定時期 : -					
○ 自らの保有が必要不可欠な理由					
・ 救急外来における緊急の呼び出しや入院患者の急変、緊急手術等に伴う呼び出しのために、医師等の医療職のための宿舎が必要不可欠。					

実物資産の処分に係わる具体的措置(その④)

法人名	独)労働者健康福祉機構		府省名	厚生労働省
No.	10-4	施設名	用途	9(駐車場)
○ 事務・事業の見直しに伴う売却等処分の方向性 : なし				
○ 売却する場合、売却予定時期 : -				
○ 自らの保有が必要不可欠な理由				
・ 立地条件により自家用車での外来患者が多いこと、また身体に障害を持つ患者の利便性のために必要不可欠。				

実物資産の処分に係わる具体的な措置(その④)

法人名	独)労働者健康福祉機構		府省名	厚生労働省	
No.	10-5	施設名	東京労災病院職員宿舎(馬込宿舎) 1棟	用途	8(職員宿舎)
○ 事務・事業の見直しに伴う売却等処分の方向性 : なし					
○ 売却する場合、売却予定時期 : -					
○ 自らの保有が必要不可欠な理由 ・ 救急外来における緊急の呼び出しや入院患者の急変、緊急手術等に伴う呼び出しのために、医師等の医療職のための宿舎が必要不可欠。					

実物資産の処分に係わる具体的措置(その④)

法人名	独)労働者健康福祉機構		府省名	厚生労働省
No.	11	施設名 関東労災病院 15棟・研修センター(区分所有)	用途	4/8/9(病院施設、研修施設等)
○ 事務・事業の見直しに伴う売却等処分の方向性 : なし				
○ 売却する場合、売却予定時期 : -				
○ 自らの保有が必要不可欠な理由 ・ 労災疾病に関する予防から治療、リハビリテーション、職場復帰にいたる一貫した高度・専門的医療を提供し、病院事業を継続していくために必要不可欠。				

実物資産の処分に係わる具体的措置(その④)

法人名	独)労働者健康福祉機構		府省名	厚生労働省
No.	12-1	施設名	横浜労災病院10棟・横浜労災看護専門学校3棟・海外勤務健康管理センター(区分所有)	4/5/8/9(病院施設、看護学校施設、海外勤務健康管理センター等)
○ 事務・事業の見直しに伴う売却等処分の方向性 : なし				
○ 売却する場合、売却予定時期 : -				
○ 自らの保有が必要不可欠な理由 ・ 労災疾病に関する予防から治療、リハビリテーション、職場復帰にいたる一貫した高度・専門的医療を提供し、病院事業を継続していくために必要不可欠。				

実物資産の処分に係わる具体的な措置(その④)

法人名	独)労働者健康福祉機構		府省名	厚生労働省	
No.	12-2	施設名	横浜労災病院職員宿舎(港北ニュータウン) 1棟	用途	8(職員宿舎)
○ 事務・事業の見直しに伴う売却等処分の方向性 : なし					
○ 売却する場合、売却予定時期 : -					
○ 自らの保有が必要不可欠な理由					
・ 救急外来における緊急の呼び出しや入院患者の急変、緊急手術等に伴う呼び出しのために、医師等の医療職のための宿舎が必要不可欠。					

実物資産の処分に係わる具体的な措置(その④)

法人名	独)労働者健康福祉機構		府省名	厚生労働省	
No.	13	施設名	燕労災病院 12棟	用途	8/9(病院施設及び職員宿舎)
○ 事務・事業の見直しに伴う売却等処分の方向性 : なし					
○ 売却する場合、売却予定時期 : -					
○ 自らの保有が必要不可欠な理由 ・ 労災疾病に関する予防から治療、リハビリテーション、職場復帰にいたる一貫した高度・専門的医療を提供し、病院事業を継続していくために必要不可欠。					

実物資産の処分に係わる具体的な措置(その④)

法人名	独)労働者健康福祉機構		府省名	厚生労働省	
No.	14-1	施設名	新潟労災病院 9棟	用途	8/9(病院施設及び職員宿舎)
○ 事務・事業の見直しに伴う売却等処分の方向性 : なし					
○ 売却する場合、売却予定時期 : -					
○ 自らの保有が必要不可欠な理由 ・ 労災疾病に関する予防から治療、リハビリテーション、職場復帰にいたる一貫した高度・専門的医療を提供し、病院事業を継続していくために必要不可欠。					



実物資産の処分に係わる具体的措置(その④)

法人名	独)労働者健康福祉機構		府省名	厚生労働省	
No.	14-2	施設名	新潟労災病院職員宿舎(東雲宿舎) 1棟	用途	8(職員宿舎)
○ 事務・事業の見直しに伴う売却等処分の方向性 : なし					
○ 売却する場合、売却予定時期 : -					
○ 自らの保有が必要不可欠な理由					
・ 救急外来における緊急の呼び出しや入院患者の急変、緊急手術等に伴う呼び出しのために、医師等の医療職のための宿舎が必要不可欠。					

実物資産の処分に係わる具体的措置(その④)

法人名	独)労働者健康福祉機構		府省名	厚生労働省	
No.	14-3	施設名	新潟労災病院職員宿舎(栄町宿舎) 4棟	用途	8(職員宿舎)
○ 事務・事業の見直しに伴う売却等処分の方向性 : なし					
○ 売却する場合、売却予定時期 : -					
○ 自らの保有が必要不可欠な理由					
・ 救急外来における緊急の呼び出しや入院患者の急変、緊急手術等に伴う呼び出しのために、医師等の医療職のための宿舎が必要不可欠。					

実物資産の処分に係わる具体的措置(その④)

法人名	独)労働者健康福祉機構		府省名	厚生労働省	
No.	14-4	施設名	新潟労災病院職員宿舎(五智宿舎) 1棟	用途	8(職員宿舎)
○ 事務・事業の見直しに伴う売却等処分の方向性 : なし					
○ 売却する場合、売却予定時期 : -					
○ 自らの保有が必要不可欠な理由					
・ 救急外来における緊急の呼び出しや入院患者の急変、緊急手術等に伴う呼び出しのために、医師等の医療職のための宿舎が必要不可欠。					

実物資産の処分に係わる具体的な措置(その④)

法人名	独)労働者健康福祉機構		府省名	厚生労働省	
No.	15	施設名	富山労災病院 27棟	用途	8/9(病院施設及び職員宿舎)
○ 事務・事業の見直しに伴う売却等処分の方向性 : なし					
○ 売却する場合、売却予定時期 : -					
○ 自らの保有が必要不可欠な理由 ・ 労災疾病に関する予防から治療、リハビリテーション、職場復帰にいたる一貫した高度・専門的医療を提供し、病院事業を継続していくために必要不可欠。					

実物資産の処分に係わる具体的な措置(その④)

法人名	独)労働者健康福祉機構		府省名	厚生労働省
No.	16-1	施設名	用途	8/9(病院施設及び職員宿舎)
○ 事務・事業の見直しに伴う売却等処分の方向性 : なし				
○ 売却する場合、売却予定時期 : -				
○ 自らの保有が必要不可欠な理由 ・ 労災疾病に関する予防から治療、リハビリテーション、職場復帰にいたる一貫した高度・専門的医療を提供し、病院事業を継続していくために必要不可欠。				

実物資産の処分に係わる具体的な措置(その④)

法人名	独)労働者健康福祉機構		府省名	厚生労働省	
No.	16-2	施設名	浜松労災病院職員宿舎(茄子町宿舎) 2棟	用途	8(職員宿舎)
○ 事務・事業の見直しに伴う売却等処分の方向性 : なし					
○ 売却する場合、売却予定時期 : -					
○ 自らの保有が必要不可欠な理由					
・ 救急外来における緊急の呼び出しや入院患者の急変、緊急手術等に伴う呼び出しのために、医師等の医療職のための宿舎が必要不可欠。					

実物資産の処分に係わる具体的措置(その④)

法人名	独)労働者健康福祉機構		府省名	厚生労働省
No.	17	施設名 中部労災病院8棟・中部労災看護専門学校2棟・労災リハビリテーション工学センター5棟	用途	4/8/9(病院施設、看護学校施設、リハビリ工学センター等)
○ 事務・事業の見直しに伴う売却等処分の方向性 : なし				
○ 売却する場合、売却予定時期 : ー				
○ 自らの保有が必要不可欠な理由 ・ 労災疾病に関する予防から治療、リハビリテーション、職場復帰にいたる一貫した高度・専門的医療を提供し、病院事業を継続していくために必要不可欠。				

実物資産の処分に係わる具体的措置(その④)

法人名	独)労働者健康福祉機構		府省名	厚生労働省	
No.	18-1	施設名	旭労災病院 16棟	用途	8/9(病院施設及び職員宿舎)
○ 事務・事業の見直しに伴う売却等処分の方向性 : なし					
○ 売却する場合、売却予定時期 : -					
○ 自らの保有が必要不可欠な理由 ・ 労災疾病に関する予防から治療、リハビリテーション、職場復帰にいたる一貫した高度・専門的医療を提供し、病院事業を継続していくために必要不可欠。					



実物資産の処分に係わる具体的措置(その④)

法人名	独)労働者健康福祉機構		府省名	厚生労働省	
No.	18-2	施設名	旭労災病院職員宿舎(小幡宿舎③④) 2棟	用途	8(職員宿舎)
○ 事務・事業の見直しに伴う売却等処分の方向性 : なし					
○ 売却する場合、売却予定時期 : -					
○ 自らの保有が必要不可欠な理由 ・ 救急外来における緊急の呼び出しや入院患者の急変、緊急手術等に伴う呼び出しのために、医師等の医療職のための宿舎が必要不可欠。					

実物資産の処分に係わる具体的な措置(その④)

法人名	独)労働者健康福祉機構		府省名	厚生労働省	
No.	18-3	施設名	旭労災病院職員宿舎(桜ヶ丘宿舎A) 1棟	用途	8(職員宿舎)
○ 事務・事業の見直しに伴う売却等処分の方向性 : なし					
○ 売却する場合、売却予定時期 : -					
○ 自らの保有が必要不可欠な理由					
・ 救急外来における緊急の呼び出しや入院患者の急変、緊急手術等に伴う呼び出しのために、医師等の医療職のための宿舎が必要不可欠。					

実物資産の処分に係わる具体的措置(その④)

法人名	独)労働者健康福祉機構		府省名	厚生労働省	
No.	18-4	施設名	旭労災病院職員宿舎(桜ヶ丘宿舎B) 1棟	用途	8(職員宿舎)
○ 事務・事業の見直しに伴う売却等処分の方向性 : なし					
○ 売却する場合、売却予定時期 : -					
○ 自らの保有が必要不可欠な理由 ・ 救急外来における緊急の呼び出しや入院患者の急変、緊急手術等に伴う呼び出しのために、医師等の医療職のための宿舎が必要不可欠。					

実物資産の処分に係わる具体的な措置(その④)

法人名	独)労働者健康福祉機構		府省名	厚生労働省	
No.	18-5	施設名	旭労災病院職員宿舎(小幡宿舎①、②) 2棟	用途	8(職員宿舎)
○ 事務・事業の見直しに伴う売却等処分の方向性 : なし					
○ 売却する場合、売却予定時期 : -					
○ 自らの保有が必要不可欠な理由					
・ 救急外来における緊急の呼び出しや入院患者の急変、緊急手術等に伴う呼び出しのために、医師等の医療職のための宿舎が必要不可欠。					

実物資産の処分に係わる具体的措置(その④)

法人名	独)労働者健康福祉機構		府省名	厚生労働省
No.	19-1	施設名	用途	4/8/9(病院施設、看護学校施設等)
<p>○ 事務・事業の見直しに伴う売却等処分の方向性 : なし</p>				
<p>○ 売却する場合、売却予定時期 : -</p>				
<p>○ 自らの保有が必要不可欠な理由                      ・ 労災疾病に関する予防から治療、リハビリテーション、職場復帰にいたる一貫した高度・専門的医療を提供し、病院事業を継続していくために必要不可欠。</p>				

実物資産の処分に係わる具体的措置(その④)

法人名	独)労働者健康福祉機構		府省名	厚生労働省
No.	19-2	施設名	大阪労災病院(駐車場)	9(駐車場)
○ 事務・事業の見直しに伴う売却等処分の方向性 : なし				
○ 売却する場合、売却予定時期 : -				
○ 自らの保有が必要不可欠な理由				
・ 立地条件により自家用車での外来患者が多いこと、また身体に障害を持つ患者の利便性のために必要不可欠。				

実物資産の処分に係わる具体的な措置(その④)

法人名	独)労働者健康福祉機構		府省名	厚生労働省	
No.	19-3	施設名	大阪労災病院職員宿舎(職員宿舎榎本町) 1棟	用途	8(職員宿舎)
○ 事務・事業の見直しに伴う売却等処分の方向性 : なし					
○ 売却する場合、売却予定時期 : -					
○ 自らの保有が必要不可欠な理由					
・ 救急外来における緊急の呼び出しや入院患者の急変、緊急手術等に伴う呼び出しのために、医師等の医療職のための宿舎が必要不可欠。					

実物資産の処分に係わる具体的措置(その④)

法人名	独)労働者健康福祉機構		府省名	厚生労働省
No.	19-4	施設名	用途	9(駐車場)
○ 事務・事業の見直しに伴う売却等処分の方向性 : なし				
○ 売却する場合、売却予定時期 : -				
○ 自らの保有が必要不可欠な理由				
・ 立地条件により自家用車での外来患者が多いこと、また身体に障害を持つ患者の利便性のために必要不可欠。				



実物資産の処分に係わる具体的措置(その④)

法人名	独)労働者健康福祉機構		府省名	厚生労働省
No.	20-1	施設名	用途	4/8/9(病院施設、看護学校施設等)
〇 事務・事業の見直しに伴う売却等処分の方向性 : なし 〇 売却する場合、売却予定時期 : - 〇 自らの保有が必要不可欠な理由 ・ 労災疾病に関する予防から治療、リハビリテーション、職場復帰にいたる一貫した高度・専門的医療を提供し、病院事業を継続していくために必要不可欠。				

実物資産の処分に係わる具体的措置(その④)

法人名	独)労働者健康福祉機構		府省名	厚生労働省	
No.	20-2	施設名	関西労災病院宿舎(第1職員宿舎) 1棟	用途	8(職員宿舎)
○ 事務・事業の見直しに伴う売却等処分の方向性 : なし					
○ 売却する場合、売却予定時期 : -					
○ 自らの保有が必要不可欠な理由					
・ 救急外来における緊急の呼び出しや入院患者の急変、緊急手術等に伴う呼び出しのために、医師等の医療職のための宿舎が必要不可欠。					

実物資産の処分に係わる具体的な措置(その④)

法人名	独)労働者健康福祉機構		府省名	厚生労働省	
No.	20-3	施設名	関西労災病院宿舎(第2職員宿舎a,b) 2棟	用途	8(職員宿舎)
○ 事務・事業の見直しに伴う売却等処分の方向性 : なし					
○ 売却する場合、売却予定時期 : -					
○ 自らの保有が必要不可欠な理由					
・ 救急外来における緊急の呼び出しや入院患者の急変、緊急手術等に伴う呼び出しのために、医師等の医療職のための宿舎が必要不可欠。					

実物資産の処分に係わる具体的な措置(その④)

法人名	独)労働者健康福祉機構		府省名	厚生労働省
No.	20-4	施設名	関西労災病院宿舎(第2職員宿舎c)	1棟
○ 事務・事業の見直しに伴う売却等処分の方向性 : なし				
○ 売却する場合、売却予定時期 : -				
○ 自らの保有が必要不可欠な理由 <ul style="list-style-type: none"> <li>- 救急外来における緊急の呼び出しや入院患者の急変、緊急手術等に伴う呼び出しのために、医師等の医療職のための宿舎が必要不可欠。</li> </ul>				

実物資産の処分に係わる具体的な措置(その④)

法人名	独)労働者健康福祉機構		府省名	厚生労働省
No.	20-5	施設名	関西労災病院宿舎(第3職員宿舎a)	1棟
○ 事務・事業の見直しに伴う売却等処分の方向性		なし		
○ 売却する場合、売却予定時期 : ー				
○ 自らの保有が必要不可欠な理由				
・ 救急外来における緊急の呼び出しや入院患者の急変、緊急手術等に伴う呼び出しのために、医師等の医療職のための宿舎が必要不可欠。				

実物資産の処分に係わる具体的な措置(その④)

法人名	独)労働者健康福祉機構		府省名	厚生労働省
No.	20-6	施設名	関西労災病院宿舎(第3職員宿舎b)	1棟
<input type="checkbox"/> 事務・事業の見直しに伴う売却等処分の方向性 : なし				
<input type="checkbox"/> 売却する場合、売却予定時期 : -				
<input type="checkbox"/> 自らの保有が必要不可欠な理由 <ul style="list-style-type: none"> <li>- 救急外来における緊急の呼び出しや入院患者の急変、緊急手術等に伴う呼び出しのために、医師等の医療職のための宿舎が必要不可欠。</li> </ul>				

実物資産の処分に係わる具体的措置(その④)

法人名	独)労働者健康福祉機構		府省名	厚生労働省
No.	20-7	施設名	関西労災病院宿舎(第3職員宿舎c)	1棟
○ 事務・事業の見直しに伴う売却等処分の方向性 : なし				
○ 売却する場合、売却予定時期 : -				
○ 自らの保有が必要不可欠な理由 <ul style="list-style-type: none"> <li>- 救急外来における緊急の呼び出しや入院患者の急変、緊急手術等に伴う呼び出しのために、医師等の医療職のための宿舎が必要不可欠。</li> </ul>				

実物資産の処分に係わる具体的措置(その④)

法人名	独)労働者健康福祉機構		府省名	厚生労働省	
No.	20-8	施設名	関西労災病院宿舎(第0職員宿舎) 1棟	用途	8(職員宿舎)
○ 事務・事業の見直しに伴う売却等処分の方向性 : なし					
○ 売却する場合、売却予定時期 : -					
○ 自らの保有が必要不可欠な理由					
・ 救急外来における緊急の呼び出しや入院患者の急変、緊急手術等に伴う呼び出しのために、医師等の医療職のための宿舎が必要不可欠。					



実物資産の処分に係わる具体的な措置(その④)

法人名	独)労働者健康福祉機構		府省名	厚生労働省
No.	20-9	施設名	関西労災病院宿舎(駐車場)	用途
○ 事務・事業の見直しに伴う売却等処分の方向性 : なし				
○ 売却する場合、売却予定時期 : -				
○ 自らの保有が必要不可欠な理由				
・ 立地条件により自家用車での外来患者が多いこと、また身体に障害を持つ患者の利便性のために必要不可欠。				

実物資産の処分に係わる具体的な措置(その④)

法人名	独)労働者健康福祉機構		府省名	厚生労働省	
No.	20-10	施設名	関西労災病院職員宿舎(第5職員宿舎) 1棟	用途	8(職員宿舎)
○ 事務・事業の見直しに伴う売却等処分の方向性 : なし					
○ 売却する場合、売却予定時期 : -					
○ 自らの保有が必要不可欠な理由					
・ 救急外来における緊急の呼び出しや入院患者の急変、緊急手術等に伴う呼び出しのために、医師等の医療職のための宿舎が必要不可欠。					

実物資産の処分に係わる具体的な措置(その④)

法人名	独)労働者健康福祉機構		府省名	厚生労働省	
No.	20-11	施設名	関西労災病院看護師職員宿舎(コンフォート関西) 1棟	用途	8(職員宿舎)
○ 事務・事業の見直しに伴う売却等処分の方向性 : なし					
○ 売却する場合、売却予定時期 : -					
○ 自らの保有が必要不可欠な理由					
・ 救急外来における緊急の呼び出しや入院患者の急変、緊急手術等に伴う呼び出しのために、医師等の医療職のための宿舎が必要不可欠。					

実物資産の処分に係わる具体的措置(その④)

法人名	独)労働者健康福祉機構		府省名	厚生労働省	
No.	20-12	施設名	関西労災病院看護師職員宿舎(第8職員宿舎) 2棟	用途	8(職員宿舎)
○ 事務・事業の見直しに伴う売却等処分の方向性 : なし					
○ 売却する場合、売却予定時期 : -					
○ 自らの保有が必要不可欠な理由					
・ 救急外来における緊急の呼び出しや入院患者の急変、緊急手術等に伴う呼び出しのために、医師等の医療職のための宿舎が必要不可欠。					

実物資産の処分に係わる具体的措置(その④)

法人名	独)労働者健康福祉機構		府省名	厚生労働省	
No.	20-13	施設名	関西労災病院保育所(くるみ園) 1棟	用途	9(保育所)
○ 事務・事業の見直しに伴う売却等処分の方向性 : なし					
○ 売却する場合、売却予定時期 : -					
○ 自らの保有が必要不可欠な理由 ・ 看護師及び女性医師が産後も継続して勤務できる環境を整備し、優秀な人材を確保しておくための施設として必要不可欠。					

実物資産の処分に係わる具体的措置(その④)

法人名	独)労働者健康福祉機構		府省名	厚生労働省	
No.	21-1	施設名	神戸労災病院 2棟	用途	8/9(病院施設及び職員宿舎)
○ 事務・事業の見直しに伴う売却等処分の方向性 : なし					
○ 売却する場合、売却予定時期 : -					
○ 自らの保有が必要不可欠な理由 ・ 労災疾病に関する予防から治療、リハビリテーション、職場復帰にいたる一貫した高度・専門的医療を提供し、病院事業を継続していくために必要不可欠。					

実物資産の処分に係わる具体的措置(その④)

法人名	独)労働者健康福祉機構		府省名	厚生労働省	
No.	21-2	施設名	神戸労災病院職員宿舎(藤江宿舎) 4棟	用途	8(職員宿舎)
○ 事務・事業の見直しに伴う売却等処分の方向性 : なし					
○ 売却する場合、売却予定時期 : -					
○ 自らの保有が必要不可欠な理由					
・ 救急外来における緊急の呼び出しや入院患者の急変、緊急手術等に伴う呼び出しのために、医師等の医療職のための宿舎が必要不可欠。					

実物資産の処分に係わる具体的な措置(その④)

法人名	独)労働者健康福祉機構		府省名	厚生労働省	
No.	21-3	施設名	神戸労災病院職員宿舎(山手ヴィラ) 1棟	用途	8(職員宿舎)
○ 事務・事業の見直しに伴う売却等処分の方向性 : なし					
○ 売却する場合、売却予定時期 : -					
○ 自らの保有が必要不可欠な理由					
・ 救急外来における緊急の呼び出しや入院患者の急変、緊急手術等に伴う呼び出しのために、医師等の医療職のための宿舎が必要不可欠。					



実物資産の処分に係わる具体的な措置(その④)

法人名	独)労働者健康福祉機構		府省名	厚生労働省	
No.	21-4	施設名	神戸労災病院職員宿舎(青谷宿舎) 3棟	用途	8(職員宿舎)
○ 事務・事業の見直しに伴う売却等処分の方向性 : なし					
○ 売却する場合、売却予定時期 : -					
○ 自らの保有が必要不可欠な理由					
・ 救急外来における緊急の呼び出しや入院患者の急変、緊急手術等に伴う呼び出しのために、医師等の医療職のための宿舎が必要不可欠。					

実物資産の処分に係わる具体的措置(その④)

法人名	独)労働者健康福祉機構		府省名	厚生労働省
No.	21-5	施設名	神戸労災病院(駐車場)	9(駐車場)
○ 事務・事業の見直しに伴う売却等処分の方向性 : なし				
○ 売却する場合、売却予定時期 : -				
○ 自らの保有が必要不可欠な理由				
・ 立地条件により自家用車での外来患者が多いこと、また身体に障害を持つ患者の利便性のために必要不可欠。				

実物資産の処分に係わる具体的措置(その④)

法人名	独)労働者健康福祉機構		府省名	厚生労働省
No.	22-1	施設名	和歌山労災病院 14棟・和歌山労災看護専門学校3棟	4/8/9(病院施設、看護学校施設等)
<p>○ 事務・事業の見直しに伴う売却等処分の方向性          【和歌山労災病院】          新病院完成に伴い平成21年1月に移転予定。現在地は和歌山市と処分に向け協議予定。          【和歌山労災看護専門学校】          ①平成19年3月31日廃止          ②建物は解体撤去予定</p> <p>○ 売却する場合、売却予定時期：未定</p> <p>○ 自らの保有が必要不可欠な理由</p>				

実物資産の処分に係わる具体的措置(その④)

法人名	独)労働者健康福祉機構		府省名	厚生労働省
No.	22-2	施設名	用途	9(移転用地)
○ 事務・事業の見直しに伴う売却等処分の方向性 : なし				
○ 売却する場合、売却予定時期 : -				
○ 自らの保有が必要不可欠な理由 ・ 和歌山労災病院移転新築に伴う土地の確保のため。				

実物資産の処分に係わる具体的な措置(その④)

法人名	独)労働者健康福祉機構		府省名	厚生労働省
No.	23-1	施設名	用途	8/9(病院施設及び職員宿舎)
<p>○ 事務・事業の見直しに伴う売却等処分の方向性 : なし</p>				
<p>○ 売却する場合、売却予定時期 : -</p>				
<p>○ 自らの保有が必要不可欠な理由          ・ 労災疾病に関する予防から治療、リハビリテーション、職場復帰にいたる一貫した高度・専門的医療を提供し、病院事業を継続していくために必要不可欠。</p>				

実物資産の処分に係わる具体的措置(その④)

法人名	独)労働者健康福祉機構		府省名	厚生労働省	
No.	23-2	施設名	山陰労災病院職員宿舎(職員宿舎A) 3棟	用途	8(職員宿舎)
○ 事務・事業の見直しに伴う売却等処分の方向性 : なし					
○ 売却する場合、売却予定時期 : -					
○ 自らの保有が必要不可欠な理由					
・ 救急外来における緊急の呼び出しや入院患者の急変、緊急手術等に伴う呼び出しのために、医師等の医療職のための宿舎が必要不可欠。					

実物資産の処分に係わる具体的措置(その④)

法人名	独)労働者健康福祉機構		府省名	厚生労働省	
No.	23-3	施設名	山陰労災病院職員宿舎(新田宿舎) 5棟	用途	8(職員宿舎)
○ 事務・事業の見直しに伴う売却等処分の方向性 : なし					
○ 売却する場合、売却予定時期 : -					
○ 自らの保有が必要不可欠な理由					
・ 救急外来における緊急の呼び出しや入院患者の急変、緊急手術等に伴う呼び出しのために、医師等の医療職のための宿舎が必要不可欠。					

実物資産の処分に係わる具体的な措置(その④)

法人名	独)労働者健康福祉機構		府省名	厚生労働省
No.	23-4	施設名	用途	9(駐車場)
○ 事務・事業の見直しに伴う売却等処分の方向性 : なし				
○ 売却する場合、売却予定時期 : -				
○ 自らの保有が必要不可欠な理由				
・ 立地条件により自家用車での外来患者が多いこと、また身体に障害を持つ患者の利便性のために必要不可欠。				



実物資産の処分に係わる具体的措置(その④)

法人名	独)労働者健康福祉機構		府省名	厚生労働省
No.	24-1	施設名	岡山労災病院 12棟・岡山労災看護専門学校3棟	4/8/9(病院施設、看護学校施設等)
○ 事務・事業の見直しに伴う売却等処分の方向性 : なし				
○ 売却する場合、売却予定時期 : -				
○ 自らの保有が必要不可欠な理由 ・ 労災疾病に関する予防から治療、リハビリテーション、職場復帰にいたる一貫した高度・専門的医療を提供し、病院事業を継続していくために必要不可欠。				

実物資産の処分に係わる具体的な措置(その④)

法人名	独)労働者健康福祉機構		府省名	厚生労働省	
No.	24-2	施設名	岡山労災病院職員宿舎(A~D) 8棟	用途	8(職員宿舎)
○ 事務・事業の見直しに伴う売却等処分の方向性 : なし					
○ 売却する場合、売却予定時期 : -					
○ 自らの保有が必要不可欠な理由					
・ 救急外来における緊急の呼び出しや入院患者の急変、緊急手術等に伴う呼び出しのために、医師等の医療職のための宿舎が必要不可欠。					

実物資産の処分に係わる具体的措置(その④)

法人名	独)労働者健康福祉機構		府省名	厚生労働省
No.	25-1	施設名	中国労災病院 11棟	
○ 事務・事業の見直しに伴う売却等処分の方向性 : なし				
○ 売却する場合、売却予定時期 : -				
○ 自らの保有が必要不可欠な理由 ・ 労災疾病に関する予防から治療、リハビリテーション、職場復帰にいたる一貫した高度・専門的医療を提供し、病院事業を継続していくために必要不可欠。				

実物資産の処分に係わる具体的措置(その④)

法人名	独)労働者健康福祉機構		府省名	厚生労働省	
No.	25-2	施設名	中国労災病院職員宿舎(弁天町宿舎) 3棟	用途	8(職員宿舎)
○ 事務・事業の見直しに伴う売却等処分の方向性 : なし					
○ 売却する場合、売却予定時期 : -					
○ 自らの保有が必要不可欠な理由 ・ 救急外来における緊急の呼び出しや入院患者の急変、緊急手術等に伴う呼び出しのために、医師等の医療職のための宿舎が必要不可欠。					

実物資産の処分に係わる具体的な措置(その④)

法人名	独)労働者健康福祉機構		府省名	厚生労働省	
No.	26	施設名	山口労災病院 15棟	用途	8/9(病院施設及び職員宿舎)
○ 事務・事業の見直しに伴う売却等処分の方向性 : なし					
○ 売却する場合、売却予定時期 : -					
○ 自らの保有が必要不可欠な理由 ・ 労災疾病に関する予防から治療、リハビリテーション、職場復帰にいたる一貫した高度・専門的医療を提供し、病院事業を継続していくために必要不可欠。					

実物資産の処分に係わる具体的な措置(その④)

法人名	独)労働者健康福祉機構		府省名	厚生労働省	
No.	27-1	施設名	香川労災病院 10棟	用途	8/9(病院施設及び職員宿舎)
○ 事務・事業の見直しに伴う売却等処分の方向性 : なし					
○ 売却する場合、売却予定時期 : -					
○ 自らの保有が必要不可欠な理由 ・ 労災疾病に関する予防から治療、リハビリテーション、職場復帰にいたる一貫した高度・専門的医療を提供し、病院事業を継続していくために必要不可欠。					

実物資産の処分に係わる具体的措置(その④)

法人名	独)労働者健康福祉機構		府省名	厚生労働省
No.	27-2	施設名	香川労災病院(駐車場)	9(駐車場)
○ 事務・事業の見直しに伴う売却等処分の方向性 : なし				
○ 売却する場合、売却予定時期 : -				
○ 自らの保有が必要不可欠な理由				
・ 立地条件により自家用車での外来患者が多いこと、また身体に障害を持つ患者の利便性のために必要不可欠。				

実物資産の処分に係わる具体的措置(その④)

法人名	独)労働者健康福祉機構		府省名	厚生労働省	
No.	27-3	施設名	香川労災病院職員宿舎(土器宿舎) 1棟	用途	8(職員宿舎)
○ 事務・事業の見直しに伴う売却等処分の方向性 : なし					
○ 売却する場合、売却予定時期 : -					
○ 自らの保有が必要不可欠な理由					
・ 救急外来における緊急の呼び出しや入院患者の急変、緊急手術等に伴う呼び出しのために、医師等の医療職のための宿舎が必要不可欠。					



実物資産の処分に係わる具体的措置(その④)

法人名	独)労働者健康福祉機構		府省名	厚生労働省	
No.	27-4	施設名	香川労災病院職員宿舎(院長宿舎) 1棟	用途	8(職員宿舎)
○ 事務・事業の見直しに伴う売却等処分の方向性 : なし					
○ 売却する場合、売却予定時期 : -					
○ 自らの保有が必要不可欠な理由 ・ 救急外来における緊急の呼び出しや入院患者の急変、緊急手術等に伴う呼び出しのために、医師等の医療職のための宿舎が必要不可欠。					

実物資産の処分に係わる具体的な措置(その④)

法人名	独)労働者健康福祉機構		府省名	厚生労働省	
No.	28-1	施設名	愛媛労災病院 26棟	用途	8/9(病院施設及び職員宿舎)
○ 事務・事業の見直しに伴う売却等処分の方向性 : なし					
○ 売却する場合、売却予定時期 : -					
○ 自らの保有が必要不可欠な理由 ・ 労災疾病に関する予防から治療、リハビリテーション、職場復帰にいたる一貫した高度・専門的医療を提供し、病院事業を継続していくために必要不可欠。					

実物資産の処分に係わる具体的措置(その④)

法人名	独)労働者健康福祉機構		府省名	厚生労働省
No.	28-2	施設名	用途	8(職員宿舎)
○ 事務・事業の見直しに伴う売却等処分の方向性 : なし				
○ 売却する場合、売却予定時期 : -				
○ 自らの保有が必要不可欠な理由 ・ 救急外来における緊急の呼び出しや入院患者の急変、緊急手術等に伴う呼び出しのために、医師等の医療職のための宿舎が必要不可欠。				

実物資産の処分に係わる具体的措置(その④)

法人名	独)労働者健康福祉機構		府省名	厚生労働省	
No.	29	施設名	九州労災病院 33棟	用途	8/9(病院宿舎及び職員宿舎)
<p>○ 事務・事業の見直しに伴う売却等処分の方向性          ①門司労災病院と平成20年度末統合に向け検討中          ②新病院完成に伴い平成24年度に移転予定。現在地の処分について北九州市と協議予定。</p>					
○ 売却する場合、売却予定時期 : 未定					
○ 自らの保有が必要不可欠な理由					

実物資産の処分に係わる具体的な措置(その④)

法人名	独)労働者健康福祉機構		府省名	厚生労働省
No.	30-1	施設名	用途	8/9(病院宿舎及び職員宿舎)
<p>○ 事務・事業の見直しに伴う売却等処分の方向性 九州労災病院と平成20年度末統合に向け検討中</p>				
<p>○ 売却する場合、売却予定時期 : -</p>				
<p>○ 自らの保有が必要不可欠な理由 ・ 労災疾病に関する予防から治療、リハビリテーション、職場復帰にいたる一貫した高度・専門的医療を提供し、病院事業を継続していくために必要不可欠。</p>				

実物資産の処分に係わる具体的措置(その④)

法人名	独)労働者健康福祉機構		府省名	厚生労働省
No.	30-2	施設名 門司労災病院職員宿舎(丸山宿舎) 1棟	用途	8/9(病院宿舎及び職員宿舎)
○ 事務・事業の見直しに伴う売却等処分の方向性 : なし				
○ 売却する場合、売却予定時期 : -				
○ 自らの保有が必要不可欠な理由 ・ 救急外来における緊急の呼び出しや入院患者の急変、緊急手術等に伴う呼び出しのために、医師等の医療職のための宿舎が必要不可欠。				

実物資産の処分に係わる具体的な措置(その④)

法人名	独)労働者健康福祉機構		府省名	厚生労働省	
No.	30-3	施設名	門司労災病院職員宿舎(片山町宿舎) 1棟	用途	8(職員宿舎)
○ 事務・事業の見直しに伴う売却等処分の方向性 : なし					
○ 売却する場合、売却予定時期 : -					
○ 自らの保有が必要不可欠な理由					
・ 救急外来における緊急の呼び出しや入院患者の急変、緊急手術等に伴う呼び出しのために、医師等の医療職のための宿舎が必要不可欠。					

実物資産の処分に係わる具体的な措置(その④)

法人名	独)労働者健康福祉機構		府省名	厚生労働省	
No.	30-4	施設名	門司労災病院職員宿舎(山田町宿舎) 1棟	用途	8(職員宿舎)
○ 事務・事業の見直しに伴う売却等処分の方向性 : なし					
○ 売却する場合、売却予定時期 : -					
○ 自らの保有が必要不可欠な理由					
・ 救急外来における緊急の呼び出しや入院患者の急変、緊急手術等に伴う呼び出しのために、医師等の医療職のための宿舎が必要不可欠。					



実物資産の処分に係わる具体的措置(その④)

法人名	独)労働者健康福祉機構		府省名	厚生労働省	
No.	30-5	施設名	門司労災病院職員宿舎(大久保宿舎) 3棟	用途	8(職員宿舎)
○ 事務・事業の見直しに伴う売却等処分の方向性 : なし					
○ 売却する場合、売却予定時期 : -					
○ 自らの保有が必要不可欠な理由					
・ 救急外来における緊急の呼び出しや入院患者の急変、緊急手術等に伴う呼び出しのために、医師等の医療職のための宿舎が必要不可欠。					

実物資産の処分に係わる具体的な措置(その④)

法人名	独)労働者健康福祉機構		府省名	厚生労働省	
No.	30-6	施設名	門司労災病院職員宿舎(田ノ浦宿舎) 2棟	用途	8(職員宿舎)
○ 事務・事業の見直しに伴う売却等処分の方向性 : なし					
○ 売却する場合、売却予定時期 : -					
○ 自らの保有が必要不可欠な理由					
・ 救急外来における緊急の呼び出しや入院患者の急変、緊急手術等に伴う呼び出しのために、医師等の医療職のための宿舎が必要不可欠。					

実物資産の処分に係わる具体的措置(その④)

法人名	独)労働者健康福祉機構		府省名	厚生労働省	
No.	30-7	施設名	門司労災病院職員宿舎(みどり寮・井出町宿舎) 2棟	用途	8(職員宿舎)
○ 事務・事業の見直しに伴う売却等処分の方向性 : なし					
○ 売却する場合、売却予定時期 : -					
○ 自らの保有が必要不可欠な理由					
・ 救急外来における緊急の呼び出しや入院患者の急変、緊急手術等に伴う呼び出しのために、医師等の医療職のための宿舎が必要不可欠。					

実物資産の処分に係わる具体的措置(その④)

法人名	独)労働者健康福祉機構		府省名	厚生労働省
No.	30-8	施設名	門司労災病院(駐車場)	9(駐車場)
○ 事務・事業の見直しに伴う売却等処分の方向性 : なし				
○ 売却する場合、売却予定時期 : -				
○ 自らの保有が必要不可欠な理由				
・ 立地条件により自家用車での外来患者が多いこと、また身体に障害を持つ患者の利便性のために必要不可欠。				

実物資産の処分に係わる具体的な措置(その④)

法人名	独)労働者健康福祉機構		府省名	厚生労働省
No.	31	施設名	用途	8/9(病院施設及び職員宿舎)
<p>○ 事務・事業の見直しに伴う売却等処分の方向性</p> <p>①平成20年3月31日廃止予定</p> <p>②平成19年8月6日厚生労働大臣へ財産処分の認可申請済。平成20年4月1日飯塚市へ売却予定。</p> <p>【廃止の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成16.3.30厚生労働大臣「労災病院再編計画」</li> <li>・独立行政法人労働者健康福祉機構法附則第3条第1項</li> <li>・平成16.3.30厚生労働大臣「独立行政法人労働者健康福祉機構法附則第3条第1項に規定する厚生労働大臣が定める療養施設について」</li> </ul> <p>○ 売却する場合、売却予定時期：平成20年4月1日</p> <p>○ 自らの保有が必要不可欠な理由</p>				

実物資産の処分に係わる具体的な措置(その④)

法人名	独)労働者健康福祉機構		府省名	厚生労働省	
No.	32-1	施設名	長崎労災病院 25棟	用途	8/9(病院施設及び職員宿舎)
○ 事務・事業の見直しに伴う売却等処分の方向性 : なし					
○ 売却する場合、売却予定時期 : -					
○ 自らの保有が必要不可欠な理由 ・ 労災疾病に関する予防から治療、リハビリテーション、職場復帰にいたる一貫した高度・専門的医療を提供し、病院事業を継続していくために必要不可欠。					

実物資産の処分に係わる具体的な措置(その④)

法人名	独)労働者健康福祉機構		府省名	厚生労働省	
No.	32-2	施設名	長崎労災病院 職員宿舎(南宿舎) 1棟	用途	8(職員宿舎)
○ 事務・事業の見直しに伴う売却等処分の方向性 : なし					
○ 売却する場合、売却予定時期 : -					
○ 自らの保有が必要不可欠な理由					
・ 救急外来における緊急の呼び出しや入院患者の急変、緊急手術等に伴う呼び出しのために、医師等の医療職のための宿舎が必要不可欠。					

実物資産の処分に係わる具体的措置(その④)

法人名	独)労働者健康福祉機構		府省名	厚生労働省
No.	33-1	施設名	熊本労災病院 14棟・熊本労災看護専門学校4棟	4/8/9(病院施設、看護学校施設等)
○ 事務・事業の見直しに伴う売却等処分の方向性 : なし				
○ 売却する場合、売却予定時期 : -				
○ 自らの保有が必要不可欠な理由 ・ 労災疾病に関する予防から治療、リハビリテーション、職場復帰にいたる一貫した高度・専門的医療を提供し、病院事業を継続していくために必要不可欠。				



実物資産の処分に係わる具体的な措置(その④)

法人名	独)労働者健康福祉機構		府省名	厚生労働省	
No.	33-2	施設名	熊本労災病院職員宿舎(A、B、C棟) 3棟	用途	8(職員宿舎)
○ 事務・事業の見直しに伴う売却等処分の方向性 : なし					
○ 売却する場合、売却予定時期 : -					
○ 自らの保有が必要不可欠な理由 ・ 救急外来における緊急の呼び出しや入院患者の急変、緊急手術等に伴う呼び出しのために、医師等の医療職のための宿舎が必要不可欠。					

実物資産の処分に係わる具体的な措置(その④)

法人名	独)労働者健康福祉機構		府省名	厚生労働省	
No.	33-3	施設名	熊本労災病院職員宿舎(D棟、看護師宿舎、保育所) 3棟	用途	8(職員宿舎)
○ 事務・事業の見直しに伴う売却等処分の方向性 : なし					
○ 売却する場合、売却予定時期 : -					
○ 自らの保有が必要不可欠な理由					
・ 救急外来における緊急の呼び出しや入院患者の急変、緊急手術等に伴う呼び出しのために、医師等の医療職のための宿舎が必要不可欠。					

実物資産の処分に係わる具体的な措置(その④)

法人名	独)労働者健康福祉機構		府省名	厚生労働省	
No.	33-4	施設名	熊本労災病院職員宿舎(大村宿舎) 1棟	用途	8(職員宿舎)
○ 事務・事業の見直しに伴う売却等処分の方向性 : なし					
○ 売却する場合、売却予定時期 : -					
○ 自らの保有が必要不可欠な理由					
・ 救急外来における緊急の呼び出しや入院患者の急変、緊急手術等に伴う呼び出しのために、医師等の医療職のための宿舎が必要不可欠。					

実物資産の処分に係わる具体的措置(その④)

法人名	独)労働者健康福祉機構		府省名	厚生労働省
No.	33-5	施設名	用途	9(道路)
○ 事務・事業の見直しに伴う売却等処分の方向性 : なし				
○ 売却する場合、売却予定時期 : ー				
○ 自らの保有が必要不可欠な理由				
・ 立地条件により自家用車等での外来患者等の通行に必要不可欠。				

実物資産の処分に係わる具体的な措置(その④)

法人名	独)労働者健康福祉機構		府省名	厚生労働省	
No.	34	施設名	吉備高原リハビリテーションセンター 1棟	用途	8/9(病院施設及び職員宿舎)
○ 事務・事業の見直しに伴う売却等処分の方向性 : なし					
○ 売却する場合、売却予定時期 : -					
○ 自らの保有が必要不可欠な理由 ・ 労災疾病に関する予防から治療、リハビリテーション、職場復帰にいたる一貫した高度・専門的医療を提供し、病院事業を継続していくために必要不可欠。					

実物資産の処分に係わる具体的措置(その④)

法人名	独)労働者健康福祉機構		府省名	厚生労働省	
No.	35	施設名	総合せき損センター 14棟	用途	8/9(病院施設及び職員宿舎)
○ 事務・事業の見直しに伴う売却等処分の方向性 : なし					
○ 売却する場合、売却予定時期 : -					
○ 自らの保有が必要不可欠な理由 ・ 労災疾病に関する予防から治療、リハビリテーション、職場復帰にいたる一貫した高度・専門的医療を提供し、病院事業を継続していくために必要不可欠。					

実物資産の処分に係わる具体的な措置(その④)

法人名	独)労働者健康福祉機構		府省名	厚生労働省
No.	36-1	施設名	用途	8/9(リハ作業所及び職員宿舎)
<input type="radio"/> 事務・事業の見直しに伴う売却等処分の方向性 <input checked="" type="radio"/> 平成20年3月31日廃止予定 <input checked="" type="radio"/> 廃止に向け事務処理等を行っているところであり、売却は平成20年度以降を目途としている。				
<input type="radio"/> 売却する場合、売却予定時期：平成20年度以降 <input type="radio"/> 自らの保有が必要不可欠な理由				

実物資産の処分に係わる具体的な措置(その④)

法人名	独)労働者健康福祉機構		府省名	厚生労働省
No.	36-2	施設名	用途	8(職員宿舎)
<p>○ 事務・事業の見直しに伴う売却等処分の方向性</p> <p>①平成20年3月31日廃止予定</p> <p>②廃止に向け事務処理等を行っているところであり、売却は平成20年度以降を目途としている。</p>				
<p>○ 売却する場合、売却予定時期：平成20年度以降</p> <p>○ 自らの保有が必要不可欠な理由</p>				



実物資産の処分に係わる具体的な措置(その④)

法人名	独)労働者健康福祉機構		府省名	厚生労働省
No.	36-3	施設名	用途	9(駐車場)
<p>○ 事務・事業の見直しに伴う売却等処分の方向性          ①平成20年3月31日廃止予定          ②廃止に向け事務処理等を行っているところであり、売却は平成20年度以降を目途としている。</p>				
<p>○ 売却する場合、売却予定時期：平成20年度以降</p>				
<p>○ 自らの保有が必要不可欠な理由</p>				

実物資産の処分に係わる具体的な措置(その④)

法人名	独)労働者健康福祉機構		府省名	厚生労働省
No.	37	施設名	用途	8/9(リハ作業所及び職員宿舎)
<p>○ 事務・事業の見直しに伴う売却等処分の方向性          所在者の退所先の確保に努め、整理縮小を行い、可能な限り次期中期目標期間中に廃止する。</p>				
<p>○ 売却する場合、売却予定時期： 未定</p>				
<p>○ 自らの保有が必要不可欠な理由</p>				

実物資産の処分に係わる具体的な措置(その④)

法人名	独)労働者健康福祉機構		府省名	厚生労働省
No.	38-1	施設名	用途	8/9(リハ作業所及び職員宿舎)
<p>○ 事業の見直しに伴う売却等処分の方向性                  所在者の退所先の確保に努め、整理縮小を行い、可能な限り次期中期目標期間中に廃止する。</p>				
<p>○ 売却する場合、売却予定時期： 未定</p>				
<p>○ 自らの保有が必要不可欠な理由</p>				

実物資産の処分に係わる具体的な措置(その④)

法人名	独)労働者健康福祉機構		府省名	厚生労働省
No.	38-2	施設名	用途	9(駐車場)
<p>○ 事業の見直しに伴う売却等処分の方向性          所在者の退所先の確保に努め、可能な限り次期中期目標期間中に廃止予定</p>				
<p>○ 売却する場合、売却予定時期：未定</p>				
<p>○ 自らの保有が必要不可欠な理由</p>				

実物資産の処分に係わる具体的な措置(その④)

法人名	独)労働者健康福祉機構		府省名	厚生労働省
No.	39	施設名	用途	8/9(リハ作業所及び職員宿舎)
<p>○ 事務・事業の見直しに伴う売却等処分の方向性          所在者の退所先の確保に努め、整理縮小を行い、可能な限り次期中期目標期間中に廃止する。</p>				
<p>○ 売却する場合、売却予定時期：未定</p>				
<p>○ 自らの保有が必要不可欠な理由</p>				

実物資産の処分に係わる具体的な措置(その④)

法人名	独)労働者健康福祉機構		府省名	厚生労働省
No.	40	施設名	用途	8/9(リハ作業所及び職員宿舎)
<p>○ 事務・事業の見直しに伴う売却等処分の方向性                      所在者の退所先の確保に努め、整理縮小を行い、可能な限り次期中期目標期間中に廃止する。</p>				
<p>○ 売却する場合、売却予定時期：未定</p>				
<p>○ 自らの保有が必要不可欠な理由</p>				

実物資産の処分に係わる具体的な措置(その④)

法人名	独)労働者健康福祉機構		府省名	厚生労働省
No.	41	施設名	用途	8/9(リハ作業所及び職員宿舎)
<p>○ 事務・事業の見直しに伴う売却等処分の方向性                  所在者の退所先の確保に努め、整理縮小を行い、可能な限り次期中期目標期間中に廃止する。</p>				
<p>○ 売却する場合、売却予定時期：未定</p>				
<p>○ 自らの保有が必要不可欠な理由</p>				

実物資産の処分に係わる具体的な措置(その④)

法人名	独)労働者健康福祉機構		府省名	厚生労働省
No.	42	施設名	用途	8/9(リハ作業所及び職員宿舎)
<input type="radio"/> 事務・事業の見直しに伴う売却等処分の方向性 <input checked="" type="radio"/> 平成20年3月31日廃止予定 <input checked="" type="radio"/> 廃止に向け事務処理等を行っているところであり、売却は平成20年度以降を目途としている。				
<input type="radio"/> 売却する場合、売却予定時期：平成20年度以降 <input type="radio"/> 自らの保有が必要不可欠な理由				



実物資産の処分に係わる具体的な措置(その④)

法人名	独)労働者健康福祉機構		府省名	厚生労働省
No.	43	施設名	用途	8/9(リハ作業所及び職員宿舎)
<p>○ 事務・事業の見直しに伴う売却等処分の方角性                  所在者の退所先の確保に努め、整理縮小を行い、可能な限り次期中期目標期間中に廃止する。</p>				
<p>○ 売却する場合、売却予定時期：未定</p>				
<p>○ 自らの保有が必要不可欠な理由</p>				

実物資産の処分に係わる具体的な措置(その④)

法人名	独)労働者健康福祉機構		府省名	厚生労働省
No.	44	施設名	用途	9(委託病棟)
○ 事務・事業の見直しに伴う売却等処分の方向性 : なし				
○ 売却する場合、売却予定時期 : -				
○ 自らの保有が必要不可欠な理由 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 労災病院が設置されていない地域での労災患者の治療施設として必要不可欠。</li> </ul>				

実物資産の処分に係わる具体的な措置(その④)

法人名	独)労働者健康福祉機構		府省名	厚生労働省
No.	45	施設名	用途	9(委託病棟)
○ 事務・事業の見直しに伴う売却等処分の方向性 : なし				
○ 売却する場合、売却予定時期 : -				
○ 自らの保有が必要不可欠な理由 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 労災病院が設置されていない地域での労災患者の治療施設として必要不可欠。</li> </ul>				

実物資産の処分に係わる具体的な措置(その④)

法人名	独)労働者健康福祉機構		府省名	厚生労働省
No.	46	施設名	用途	9(委託病棟)
○ 事務・事業の見直しに伴う売却等処分の方向性 : なし				
○ 売却する場合、売却予定時期 : -				
○ 自らの保有が必要不可欠な理由 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 労災病院が設置されていない地域での労災患者の治療施設として必要不可欠。</li> </ul>				

実物資産の処分に係わる具体的な措置(その④)

法人名	独)労働者健康福祉機構		府省名	厚生労働省
No.	47	施設名	用途	9(委託病棟)
<p>○ 事務・事業の見直しに伴う売却等処分の方向性</p> <p>①平成19年度内廃止予定</p> <p>②平成19年度内売却予定</p> <p>【廃止の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成19. 1. 31付け、当該委託病棟のある大分アルメイダ病院の経営主体である(社)大分市医師会会長からの委託契約解除申請</li> <li>・昭和59. 4行政管理局の行政監察における勧告</li> <li>・労災患者の減少により委託病棟の必要性がなくなったこと</li> </ul> <p>○ 売却する場合、売却予定時期：平成19年度内</p> <p>○ 自らの保有が必要不可欠な理由</p>				

実物資産の処分に係わる具体的な措置(その④)

法人名	独)労働者健康福祉機構		府省名	厚生労働省	
No.	48-1	施設名	高尾みころも霊堂(休憩所) 1棟	用途	9(休憩所)
○ 事務・事業の見直しに伴う売却等処分の方向性 : なし					
○ 売却する場合、売却予定時期 : -					
○ 自らの保有が必要不可欠な理由 <ul style="list-style-type: none"> <li>・労働災害による殉職者の御霊を合祀しており、霊堂の設置運営のために必要不可欠。</li> </ul>					

実物資産の処分に係わる具体的な措置(その④)

法人名	独)労働者健康福祉機構		府省名	厚生労働省
No.	48-2	施設名	用途	9(霊堂)
○ 事務・事業の見直しに伴う売却等処分の方向性 : なし				
○ 売却する場合、売却予定時期 : -				
○ 自らの保有が必要不可欠な理由 <ul style="list-style-type: none"> <li>・労働災害による殉職者の御霊を合祀しており、霊堂の設置運営のために必要不可欠。</li> </ul>				

実物資産の処分に係わる具体的な措置(その④)

法人名	独)労働者健康福祉機構		府省名	厚生労働省
No.	48-3	施設名	用途	1/9(事務所及び休憩所)
○ 事務・事業の見直しに伴う売却等処分の方向性 : なし				
○ 売却する場合、売却予定時期 : -				
○ 自らの保有が必要不可欠な理由 <ul style="list-style-type: none"> <li>・労働災害による殉職者の御霊を合祀しており、霊堂の設置運営のために必要不可欠。</li> </ul>				



実物資産の処分に係わる具体的な措置(その④)

法人名	独)労働者健康福祉機構		府省名	厚生労働省
No.	48-4	施設名	用途	9(山林)
○ 事務・事業の見直しに伴う売却等処分の方向性 : なし				
○ 売却する場合、売却予定時期 : -				
○ 自らの保有が必要不可欠な理由 <ul style="list-style-type: none"> <li>・労働災害による殉職者の御霊を合祀しており、霊堂の設置運営のために必要不可欠。</li> </ul>				

実物資産の処分に係わる具体的な措置(その④)

法人名	独)労働者健康福祉機構		府省名	厚生労働省
No.	49-1	施設名	用途	8/9(病院施設及び職員宿舎)
<p>○ 事務・事業の見直しに伴う売却等処分の方向性</p> <p>①平成19年3月31日廃止</p> <p>②平成19年4月1日売却</p> <p>【廃止の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成16.3.30厚生労働大臣「労災病院再編計画」</li> <li>・独立行政法人労働者健康福祉機構法附則第3条第1項</li> <li>・平成16.3.30厚生労働大臣「独立行政法人労働者健康福祉機構法附則第3条第1項に規定する厚生労働大臣が定める療養施設について」</li> </ul>				
○ 売却する場合、売却予定時期 : 平成19年4月1日				
○ 自らの保有が必要不可欠な理由				

実物資産の処分に係わる具体的な措置(その④)

法人名	独)労働者健康福祉機構		府省名	厚生労働省
No.	49-2	施設名	用途	5(付添者等宿泊施設)
<p>○ 事務・事業の見直しに伴う売却等処分の方向性</p> <p>①平成19年3月31日廃止</p> <p>②岩手労災病院の譲渡にあたって、花巻市に不用とされた財産である。平成20年度以降の売却を目的としている。</p> <p>【廃止の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成16.3.30厚生労働大臣「労災病院再編計画」</li> <li>・独立行政法人労働者健康福祉機構法附則第3条第1項</li> <li>・平成16.3.30厚生労働大臣「独立行政法人労働者健康福祉機構法附則第3条第1項に規定する厚生労働大臣が定める療養施設について」</li> </ul>				
○ 売却する場合、売却予定時期 : 平成20年度以降				
○ 自らの保有が必要不可欠な理由				

実物資産の処分に係わる具体的な措置(その④)

法人名	独)労働者健康福祉機構		府省名	厚生労働省
No.	49-3	施設名	用途	8(職員宿舎)
<p>○ 事務・事業の見直しに伴う売却等処分の方向性</p> <p>①平成19年3月31日廃止</p> <p>②岩手労災病院の譲渡にあたって、花巻市に不用とされた財産である。平成20年度以降の売却を目的としている。</p> <p>【廃止の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成16.3.30厚生労働大臣「労災病院再編計画」</li> <li>・独立行政法人労働者健康福祉機構法附則第3条第1項</li> <li>・平成16.3.30厚生労働大臣「独立行政法人労働者健康福祉機構法附則第3条第1項に規定する厚生労働大臣が定める療養施設について」</li> </ul>				
○ 売却する場合、売却予定時期 : 平成20年度以降				
○ 自らの保有が必要不可欠な理由				

実物資産の処分に係わる具体的な措置(その④)

法人名	独)労働者健康福祉機構		府省名	厚生労働省
No.	49-4	施設名	用途	8(職員宿舎)
<p>○ 事務・事業の見直しに伴う売却等処分の方向性</p> <p>①平成19年3月31日廃止</p> <p>②岩手労災病院の譲渡にあたって、花巻市に不用とされた財産である。平成20年度以降の売却を目的としている。</p> <p>【廃止の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成16. 3. 30厚生労働大臣「労災病院再編計画」</li> <li>・独立行政法人労働者健康福祉機構法附則第3条第1項</li> <li>・平成16. 3. 30厚生労働大臣「独立行政法人労働者健康福祉機構法附則第3条第1項に規定する厚生労働大臣が定める療養施設について」</li> </ul>				
○ 売却する場合、売却予定時期 : 平成20年度以降				
○ 自らの保有が必要不可欠な理由				

実物資産の処分に係わる具体的な措置(その④)

法人名	独)労働者健康福祉機構		府省名	厚生労働省
No.	50-1	施設名	用途	8/9(病院施設及び職員宿舎)
<p>○ 事務・事業の見直しに伴う売却等処分の方向性</p> <p>①平成16年4月9日廃止</p> <p>②敷地は返還特約付寄付受財産であることから、約定に基づき原状回復(建物解体撤去)のうえ寄付者へ返還予定【廃止の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成16.3.30厚生労働大臣「労災病院再編計画」</li> <li>・独立行政法人労働者健康福祉機構法附則第3条第1項</li> <li>・平成16.3.30厚生労働大臣「独立行政法人労働者健康福祉機構法附則第3条第1項に規定する厚生労働大臣が定める療養施設について」</li> </ul> <p>○ 売却する場合、売却予定時期 : -</p> <p>○ 自らの保有が必要不可欠な理由</p>				

実物資産の処分に係わる具体的な措置(その④)

法人名	独)労働者健康福祉機構		府省名	厚生労働省
No.	50-2	施設名	用途	8(職員宿舎)
<p>○ 事務・事業の見直しに伴う売却等処分の方向性</p> <p>①平成16年4月9日廃止</p> <p>②敷地は返還特約付寄付受財産であることから、約定に基づき原状回復(建物解体撤去)のうえ寄付者へ返還予定【廃止の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成16.3.30厚生労働大臣「労災病院再編計画」</li> <li>・独立行政法人労働者健康福祉機構法附則第3条第1項</li> <li>・平成16.3.30厚生労働大臣「独立行政法人労働者健康福祉機構法附則第3条第1項に規定する厚生労働大臣が定める療養施設について」</li> </ul> <p>○ 売却する場合、売却予定時期 : -</p> <p>○ 自らの保有が必要不可欠な理由</p>				

実物資産の処分に係わる具体的な措置(その④)

法人名	独)労働者健康福祉機構		府省名	厚生労働省
No.	50-3	施設名	用途	9(鉱泉地)
<p>○ 事務・事業の見直しに伴う売却等処分の方向性</p> <p>①平成16年4月9日廃止</p> <p>②敷地は返還特約付寄付受財産であることから、約定に基づき寄付者へ返還予定【廃止の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成16.3.30厚生労働大臣「労災病院再編計画」</li> <li>・独立行政法人労働者健康福祉機構法附則第3条第1項</li> <li>・平成16.3.30厚生労働大臣「独立行政法人労働者健康福祉機構法附則第3条第1項に規定する厚生労働大臣が定める療養施設について」</li> </ul>				
○ 売却する場合、売却予定時期 : -				
○ 自らの保有が必要不可欠な理由				



実物資産の処分に係わる具体的な措置(その④)

法人名	独)労働者健康福祉機構		府省名	厚生労働省
No.	51-1	施設名	用途	5(休養所)
<p>○ 事務・事業の見直しに伴う売却等処分の方向性</p> <p>①平成17年5月31日廃止</p> <p>②みなかみ町等関係機関と売却に向け協議予定</p> <p>【廃止の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 独立行政法人労働者健康福祉機構法附則第3条第2項、同法施行令附則第5条</li> <li>・ 平成13. 12. 19閣議決定「特殊法人等整理合理化計画」</li> </ul>				
<p>○ 売却する場合、売却予定時期 : 平成20年度以降</p>				
<p>○ 自らの保有が必要不可欠な理由</p>				

実物資産の処分に係わる具体的な措置(その④)

法人名	独)労働者健康福祉機構		府省名	厚生労働省
No.	51-2	施設名	用途	5(休養所)
<p>○ 事務・事業の見直しに伴う売却等処分の方向性</p> <p>①平成17年5月31日廃止</p> <p>②みなかみ町等関係機関と売却に向け協議予定</p> <p>【廃止の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 独立行政法人労働者健康福祉機構法附則第3条第2項、同法施行令附則第5条</li> <li>・ 平成13. 12. 19閣議決定「特殊法人等整理合理化計画」</li> </ul>				
<p>○ 売却する場合、売却予定時期 : 平成20年度以降</p>				
<p>○ 自らの保有が必要不可欠な理由</p>				

実物資産の処分に係わる具体的措置(その④)

法人名	独)労働者健康福祉機構		府省名	厚生労働省
No.	施設名	恵那荘5棟		用途
○ 事務・事業の見直しに伴う売却等処分の方向性				
①平成12年3月31日廃止				
②敷地の一部(4,240㎡)は返還特約付受財産であることから、約定に基づき恵那市へ返還。機構保有土地等については売却予定				
【廃止の根拠】				
・ 独立行政法人労働者健康福祉機構法附則第3条第2項、同法施行令附則第5条				
・ 平成13.12.19閣議決定「特殊法人等整理合理化計画」				
・ 平成11.12.21総務庁「労働者災害補償保険事業に関する行政観察結果に基づく勧告」				
○ 売却する場合、売却予定時期 : 平成20年度以降				
○ 自らの保有が必要不可欠な理由				

実物資産の処分に係わる具体的な措置(その④)

法人名	独)労働者健康福祉機構		府省名	厚生労働省
No.	施設名	用途		5(休養所)
○ 事務・事業の見直しに伴う売却等処分の方向性 ①平成17年11月30日廃止 ②境界未確定個所を確定後、地積更正登記等を完了させ、別府市等関係機関と売却に向け協議予定 【廃止の根拠】 ・独立行政法人労働者健康福祉機構法附則第3条第2項、同法施行令附則第5条 ・平成13. 12. 19閣議決定「特殊法人等整理合理化計画」	53	別府湯のもりパレス3棟		
○ 売却する場合、売却予定時期 : 平成20年度以降				
○ 自らの保有が必要不可欠な理由				

実物資産の処分に係わる具体的な措置(その④)

法人名	独)労働者健康福祉機構		府省名	厚生労働省
No.	54	施設名	用途	5(休養所)
<p>○ 事務・事業の見直しに伴う売却等処分の方向性</p> <p>①平成18年3月31日廃止</p> <p>②国等に売却の方向で、厚生労働省等関係機関と協議予定</p> <p>【廃止の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 独立行政法人労働者健康福祉機構法附則第3条第2項、同法施行令附則第5条</li> <li>・ 平成13. 12. 19閣議決定「特殊法人等整理合理化計画」</li> </ul>				
○ 売却する場合、売却予定時期 : 平成20年度内				
○ 自らの保有が必要不可欠な理由				

実物資産の処分に係わる具体的な措置(その④)

法人名	独)労働者健康福祉機構		府省名	厚生労働省
No.	55	施設名	用途	8/9(病院施設及び職員宿舎)
<p>○ 事務・事業の見直しに伴う売却等処分の方向性</p> <p>①平成18年3月31日廃止</p> <p>②平成18年4月1日売却</p> <p>【廃止の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成16.3.30厚生労働大臣「労災病院再編計画」</li> <li>・独立行政法人労働者健康福祉機構法附則第3条第1項</li> <li>・平成16.3.30厚生労働大臣「独立行政法人労働者健康福祉機構法附則第3条第1項に規定する厚生労働大臣が定める療養施設について」</li> </ul>				
○ 売却する場合、売却予定時期 : 平成18年4月1日				
○ 自らの保有が必要不可欠な理由				

実物資産の処分に係わる具体的な措置(その④)

法人名	独)労働者健康福祉機構		府省名	厚生労働省
No.	56	施設名	用途	8/9(病院施設及び職員宿舎)
<p>○ 事務・事業の見直しに伴う売却等処分の方向性</p> <p>①平成18年3月31日廃止</p> <p>②平成18年4月1日売却</p> <p>【廃止の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成16.3.30厚生労働大臣「労災病院再編計画」</li> <li>・独立行政法人労働者健康福祉機構法附則第3条第1項</li> <li>・平成16.3.30厚生労働大臣「独立行政法人労働者健康福祉機構法附則第3条第1項に規定する厚生労働大臣が定める療養施設について」</li> </ul>				
○ 売却する場合、売却予定時期 : 平成18年4月1日				
○ 自らの保有が必要不可欠な理由				

実物資産の処分に係わる具体的な措置(その④)

法人名	独)労働者健康福祉機構		府省名	厚生労働省
No.	57	施設名	用途	9(委託病棟)
<p>○ 事務・事業の見直しに伴う売却等処分の方向性          ①平成19年3月31日廃止          ②平成19年4月1日売却</p>				
<p>○ 売却する場合、売却予定時期 : 平成19年4月1日</p>				
<p>○ 自らの保有が必要不可欠な理由</p>				



実物資産の処分に係わる具体的な措置(その④)

法人名	独)労働者健康福祉機構		府省名	厚生労働省
No.	58	施設名	用途	5(休養所)
<p>○ 事務・事業の見直しに伴う売却等処分の方向性</p> <p>①平成19年3月31日廃止</p> <p>②平成19年4月1日売却</p> <p>【廃止の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 独立行政法人労働者健康福祉機構法附則第3条第2項、同法施行令附則第5条</li> <li>・ 平成13.12.19閣議決定「特殊法人等整理合理化計画」</li> </ul>				
<p>○ 売却する場合、売却予定時期 : 平成19年4月1日</p>				
<p>○ 自らの保有が必要不可欠な理由</p>				

金融資産の処分に係わる具体的措置(その①)

厚生労働省

法人名	独立行政法人労働者健康福祉機構	府省名	厚生労働省
○ 金融資産の内訳(18年3月31日時点、B/S価額)			
A	合計	155,084 百万円	723 百万円
B	現金及び預金	83,413 百万円	723 百万円
C	有価証券	500 百万円	百万円
D	受取手形	百万円	百万円
E	売掛金	39,718 百万円	百万円
F	投資有価証券	3,946 百万円	
G	関係会社①	百万円	
H	関係会社②	百万円	
I	長期貸付金①	4,681 百万円	
J	長期貸付金②	百万円	
K	長期貸付金③	百万円	
L	破綻債権等	22,826 百万円	723 百万円
M	積立金	百万円	百万円
N	出資金	百万円	百万円

注:現金及び預金には、長期性預金を含む

内 貸付金 :  
内 割賦債権 :  
内 貸付金 :  
内 割賦債権 :  
… 関係会社株式  
… その他の関係会社有価証券  
… J・K以外の長期貸付金  
… 役員又は職員に対するもの  
… 関係法人に対するもの

内 貸付金 : 723 百万円  
内 割賦債権 : 百万円

A~Nの各項目については、「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」(平成17年6月29日改訂)における次の各項目に対応させるものとする。また、D・Eについては、引当金控除後ベースとする。  
A: B~Lの合計値 / B: 「第9 流動資産」(1) / C: 同(2) / D: 同(3) / E: 同(4) F: 「第13 投資その他資産」(1)  
G: 同(2) / H: 同(3) / I: 同(4) / J: 同(5) / K: 同(6) / L: 同(7) / M及びN: 同(12)

金融資産の処分に係わる具体的措置(その②)

法人名	独立行政法人労働者健康福祉機構	府省名	厚生労働省
<p>○ 受取手形(D)及び売掛金(E)を生じる事由(事業の概要等)及び民業補完の徹底という観点からの見直しの方向性</p> <p>① 労災病院事業実施に伴う売掛金(医業未収金)、② 医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターの業務に伴う売掛金(医業未収金)、③ 勤労者予防医療センター業務実施に伴う売掛金(医業未収金)及び④ 海外勤務健康管理センターの業務実施に伴う売掛金(医業未収金)が、売掛金(E)に計上されている。</p> <p>①及び②は、主に支払機関等からの診療報酬の入金までにおよそ2ヶ月かかる為に計上されるものであるが、患者の診療費の未入金分についても医業未収金として計上されており、一部の労災病院において回収の民間委託を実施しているところであるが、今後さらにその拡大を図り回収に努める。</p> <p>③は、勤労者の予防医療のための保健指導料の企業からの入金が後日になるため計上されるものである。</p> <p>④は、健康診断業務のための企業等からの入金が後になる為に計上されるものである。</p>			
<p>○ 不良化している債権(L)の早期処分の方向性</p> <p>① 労働安全衛生融資貸付金の破産更正債権等から貸倒引当金を控除したものと及び② 未払賃金代位弁済求償権から償却引当金を控除したものが、破綻債権等(L)に計上されている。</p> <p>①は、安全衛生融資貸付金の管理・回収計画で平成33年度までに業務を終了することとしていることから、今後業務委託先である金融機関と一体になって、融資先の実情把握等適切な債権管理に努め、担保資産の売却等早期に最大の回収・圧縮に努める。</p> <p>②は、破産等の清算型事案における手続への迅速な参加、民事再生等の再建型事案における適時適切な弁済の履行督励等を行うことにより、最大限確実な回収を図っていく。</p>			
<p>○ 既存貸付金・割賦債権等の売却・証券化に向けた検討の方向性</p> <p>労働災害防止のための環境・基盤の整備、被災労働者の円滑な社会復帰の促進等の政策目的に沿って行われた融資・貸付けであり、脆弱な融資先等も少なくないことから、売却等を行うと融資先等との軋轢が生じることが予想されることが、債権額に相当のロスが生じること等を勘案すると、売却等を行うことは困難である。</p>			
<p>○ 政策目標に比して過大と考えられる金融資産及び見直しの方向性</p>			